

徳島県立川島高等学校 部活動に係る活動方針

はじめに

川島高等学校では、校則「至誠無息」の精神のもと、部活動をとおして心豊かで健やかな生徒の育成に努める。併設型中高一貫教育校の特長を活かし、中学生と高校生が部活動で交流し、互いに認め合い切磋琢磨できる環境を整備する。運動部・文化部とも、本方針に基づいて活動するものとする。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動に関する方針の策定等

- ①校長は県教育委員会の「部活動の在り方に関する方針」に則り、「部活動に係る活動方針」を策定し、活動方針、活動計画及び活動実績を公表するものとする。
- ②顧問は年間の活動計画（活動日、休養日及び参加日程等）を作成し、年度始めに校長に提出する。
- ③顧問は毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日、大会参加日等）を作成し、校長に提出する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ①各部の顧問については、複数配置を基本とする。
- ②校長は教師を部活動顧問（以下「顧問」）に決定する際、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制を構築するよう努める。
- ③校長は毎月の活動計画及び活動実績の確認等によって部活動の活動内容等を把握し、生徒が安全に部活動を行うとともに、教師の負担が過度にならないよう持続可能な運営体制が整えられているか等について、適宜、指導・是正を行う。
- ④校長は、部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動を推進するため、自主的に運営方法について検討・点検・協議できるよう、「部活動適正化推進委員会」を設置する。部活動適正化推進委員会の構成員は別途定める。活動内容は次のとおりとする。
 - ・部活動活動方針についての協議
 - ・中学校・高校の部活動の連携
 - ・コンプライアンス研修等、顧問、指導員、外部指導者対象の研修
 - ・部費の集金、管理、精算報告など
 - ・効率的・効果的な運営事例の共有
 - ・問題が発生した場合の再発防止策の協議
 - ・その他

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 生徒の健康管理、体罰・ハラスメントの根絶

校長、顧問等は、部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防や文化部活動中の障害・外傷の予防、バランスの取れた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶する。

(2) 県教育委員会「運動部活動指導指針」の遵守

運動部活動においては、「運動部活動指導指針（平成26 徳島県教育委員会）」に則った指導を行う。文化部活動もこれに準じる。

(3) 休養日

顧問等は、休養等を適切に取る必要があることを認識する。また、効率的・効果的な練習・活動等の積極的な導入により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行うよう努めるものとする。

(4) 卒業後を見越した指導

顧問等は、生徒の運動・文化芸術活動の能力向上や、生涯を通じてスポーツ・文化芸術等に親しむ基礎を培うとともに、生徒がそれぞれの目標を達成できるよう十分にコミュニケーションを取った上で指導を行う。

(5) 専門性を持つ教員との連携

顧問等は指導に当たって、専門的知見を有する保健体育教師や養護教諭等と連携・協力し、正しい知識を得た上で指導を行う。

3 適切な休養日等の設定

(1) 学期中

原則として週当たり2日以上休養日を設けることを基本とする。月曜日を原則としてノー部活デーとし、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替えるものとする。

(2) 長期休業期間中

学期中に準じて休養日を設ける。また、ある程度長期間の休養日を設けることにより、生徒が十分な休養を取って部活動以外の多様な活動を行うことができるようにするとともに、顧問も休養に充てるようにする。

(3) 活動時間

1日の活動時間は、平日2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）3時間程度を原則とする。

(4) 定期考査

定期考査1週間前から終了日までは、原則として部活動を禁止する。ただし、大会等を目前に控える場合はこの限りではなく、承認を得て2時間程度の活動を行うことができるものとする。

4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

本校の部活動は次のとおりとする。（令和6年4月1日現在）

運動部：野球（男子）、サッカー（男子）、剣道（男女）、バスケットボール（男女）、ソフトテニス（男女）、卓球（男女）、バレーボール（女子）、ソフトボール（女子）

文化部：SDGs、Create、美術、将棋、茶道、音楽

校外活動：生徒が学校外で活動し、高等学校体育連盟又は高等学校文化連盟主催の大会等への参加を希望する場合は「校外活動」と呼び、担当教員が引率する。

5 外部指導者の活用

専門性を持つ教員を部活動顧問に配置することが難しい場合等において、校長は部活動指導員や外部指導者等の適切な指導者を確保するように努める。特に必要な場合においては、保護者の理解と協力を得て、地域のスポーツ・文化芸術団体や民間事業者の活用等を検討する。